

設計業務委託等技術者単価表

(令和8年3月1日改定)

島 根 県

設計業務委託等技術者単価表について

1. 適用年月日 令和8年3月1日適用

設計業務委託等技術者単価(島根県)

令和8年3月1日改定

1. 技術者単価

①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	90,300	55
理事、技師長	82,800	55
主任技師	70,900	55
技師(A)	62,600	55
技師(B)	49,300	55
技師(C)	42,500	55
技術員	36,700	55

②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	61,000	60
測量技師	52,700	55
測量技師補	41,300	60
測量助手	37,700	55
測量補助員	29,600	55

③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	62,000	65
整備士	44,200	60
撮影士	51,600	60
撮影助手	38,100	55
測量船操縦士	42,000	55

④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	58,300	65
主任地質調査員	45,500	65
地質調査員	35,200	65

2. 労務単価

①森林整備事業の調査・設計業務

労務者の職種	設計労務単価(円)	割増対象賃金比(%)
函工	37,700	55

3. 標準賃金

①港湾・漁港漁場整備事業の潜水士(ダイバー)標準賃金

潜水深度	標準賃金(円/日)
10m未満	52,900
10～20m未満	58,500
20～30m未満	64,100
30～40m未満	69,700

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士(ダイバー)に準じる。

上廻り員は、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。